

東彼杵町農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和 6 年 7 月 25 日 (木) 午後 1 時 30 分～4 時 00 分

2. 開催場所 東彼杵町総合会館 2 階 大会議室

出席委員

会長 西坂 秀徳	1 番 迎 幸枝	2 番 宮脇喜八郎	3 番 福田 光宏
4 番 出口 武美	5 番 林田佐知雄	6 番 山口 壽博	7 番 森 計人
8 番 欠 席	9 番 欠 席	10 番 欠 席	11 番 欠 席
12 番 清心由紀美	13 番 森 重幸		

事務局及びその他の出席者

事務局長 楠本 信宏	書記 木場 香	坂本 修一
------------	---------	-------

3. 議事録署名委員の指名について

4. 報告事項

- (1) 農地の合意解約について 1 件
- (2) 農地改良届出書について 2 件

5. 議 事

議案第 10 号	農地中間管理事業による農地利用集積計画について	1 件
議案第 11 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について	7 件
議案第 12 号	農業振興地域整備計画変更について	1 件
議案第 13 号	農地あっせん申出について	

6. その他

◎総会終了後に、令和 6 年度地区別農業委員会委員研修会
(一般社団法人長崎県農業会議) 90 分程度

事務局長	7 月期の総会を開催いたします。本日は委員さんで西田委員さんと入江委員さんと川井委員さんと森田委員さんがお休みです。推進委員さんで菅田委員さんと下野委員さんがお休みでございます。体調を崩されている方が多いのかと思われますので連日猛暑が続きますけど体調には十分気を付けてお過ごしください。また総会終了後に研修会ということで長時間になりますけど最後までよろしく願いいたします。それでは議長お願いします。
議長	皆さん、こんにちは。梅雨が明けたとで急に暑くなって本当に今局長が言いましたように体調を崩さないようにしていただけたらと思います。7 月の総会を始めるわけですが局長の話のように今日終了後に研修会、今まで大村の方まで行って研修を受けておりましたけれど、それを地域別に行うということで今年はここで農業会議から来ていただいてすることになりましたのでよろしくお願いします。それに合わせて農地パトロールの方も今月末ぐらいから回っていただくようになります。この間研修で使ったタブレットで今年はするわけですが、もう一回事務局の方よりその他の件で説明があると思いますのでよろしくお願いしますと思います。早速ですけど総会の方に入らせていただきます。 まずは議事録署名委員の指名についてということで、6 番の山口委員、7 番の森委員の方をお願いしますと思います。よろしくお願いします。 4 番の報告事項 (1) 農地の合意解約についてということで事務局より説明をお願いします。
事務局	はい、3 ページをご覧ください。3 条の合意解約が 1 件あります。農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について農地法関係事務処理要領の 9 の 3 の(3)の規定により、通知があったことを報告します。蕪郷の 1171、1187-2、1188-2、1190-1、樹園地 4 筆、所有者が地主の相続人である息子さんから出ております。受人は太ノ浦借受人さん、続けて蕪の 1187、1205-4、樹園地 2 筆、3,469 ㎡、これは所有者が蕪の地主さんで同じく受人が太ノ浦の方です。どちらも規模縮小のためということで合意解約の通知が出されております。契約内容は令和 2 年 7 月 27 日から 10 年間ということで令和 12 年 7 月 26 日までの契約でした。同時にあっせんの申出が出ているんですけど、場所は 4 ページのちょっと分かりにくいかと思いますけど、コスモス苑があってそのちょっと下の山の中の道を入った所に茶畑がありまして、かたまったような感じであります。説明は以上です。
議長	はい、ありがとうございます。報告事項ではありますけど、地元委員さんから何か補足とかありましたらお受けしますけど、無いですか。何もなければまた一番最後に議案第 13 号のあっせんのところで出てきますのでまた何か補足があったらそこで説明していただければと思います。よろしいですか。 続いて(2)の農地改良届出書についてということで、今回はいつもは総会の前で午前中に全部の現地確認を行ってございましたけど、今回は件数も多かったのと、改良届出

事務局	についてはいきなり農業委員がゾロゾロ行くと農家さんもビックリするところもあって、前日に事務局と私と地元委員さんで現地確認をこの改良届については行っております。今後もそういう感じで必要とするなら例えば住宅地であるとか色んな協議しないといけないところがある場合には今までどおり午前中の現地確認で行いたいと思います。大した影響も無いだろうと思われる場合は前日もしくは事務局、会長、地元委員さんで済ませていきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。そういうことで改良届の提出について事務局より説明をお願いします。 改良届について報告します。2件ありまして1件目が坂本郷 467-2、455、二つとも樹園地になります。改良の目的としては改植に伴う土地の造成で盛土、切土を行うことです。場所は6ページを開いて国道34号線の林道虚空蔵線入口から入っていった茶畑になります。7ページに乗せている467-2の茶畑を切土を行って平らにして、切り取った土を下の6ページの455の茶畑に盛土をするような計画でした。会長からも話があったとおりの現地確認をしまして特に問題はないだろうということで、意見をいただいております。写真も付けているのでご確認下さい。 2件目が15ページになります。中尾郷になります。場所が太ノ原になります。場所が3筆ありまして1575、1577-8、1578-4、でこちらも改植に伴う土地の造成ということで届出が出ております。16ページから位置図を載せているんですけど、申請者の方の自宅裏の茶畑になります。こちらが1,575の茶畑の傾斜がきついので北側の上の方の土を切り取って傾斜を緩やかにするような造成になっております。1575については17ページから写真を載せているんですけど、上の部分を3mほど切土をするということでした。農道がありますので法面の傾斜等もとって農道とかも崩れないように造成をされるということでした。こちらも昨日地元の委員と事務局の方で現地確認を行いまして、こちらについても問題はないということをお願いしております。以上になります。
議長	はい、以上説明をいただきました。坂本地区は大原委員さん、中尾太ノ原中山の方は福田委員さんに地元委員として出席していただいております。何か委員さんから補足とか何かありましたらお願いします。大丈夫ですか。特に両方とも問題はないということで中山の方は自宅の裏ということで、山に挟まっているんですけど、自分の家なので自的にやりますということですので問題無いと思います。そういうことで報告します。 それでは5番議事の方に入ります。議案第10号農地中間管理事業による農地利用集積計画についてということで事務局に説明をお願いします。
事務局	はい、24ページをご覧ください。すみません最初に訂正をお願いします。真ん中の一番下の欄に転貸人が地主さんになっているんですけど、ここを長崎県農業振興公社に代えていただいてよろしいでしょうか。 貸借権設定が1件あります。口木田郷の187、188-1、田2筆で2,498㎡、使用貸借に

	なっております。大音琴郷の地主さんから長崎県農業振興公社を経由して借受ることとなっております。利用目的は水田で令和6年8月10日から令和11年8月9日までの5年間の貸借となっております。今年から地主さんに依頼されて耕作をするということでした。場所については次の25ページ、国道205号線から大渡商店の横から入ったところになります。下の画像で黄色い点線で囲っているのが借受人さんの所有の農地ですので合わせて耕作されるということでした。説明は以上です。
議長	はい、ありがとうございました。地元委員の西田さんは本日お休みということで、琴浦さん補足とか何かありますか。
琴浦委員	地主さんは高齢であられまして、息子さんが居られるんですが一切農業はしないということで、私の代で終わりかということで諦めて誰かいないかということで借受人さんがこの上をしておられたんで了解を得たんじゃないでしょうか。今まで通り不具合が無いでしょうから引き続き耕作できると思います。以上です。
議長	はい、ありがとうございました。他の委員さんから何かご質問とかご意見とか無いでしょうか。無いようですので採決の方に入りたいと思います。この件に関しまして問題無いと思われた委員さんの方は挙手をお願いします。 (挙手多数) はい、ありがとうございます。賛成多数で許可相当として進めて行きたいと思います。引き続いて議案第11号の農地法第5条の規定による許可申請について3件ありますけど一緒に説明をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。
事務局	農地法第5条について、次のとおり許可申請がありましたので審議を求めます。26ページをご覧ください。場所については、27ページに載せています。場所は児童体育館の裏になります。彼杵宿郷の512-1、514-1、515-1、514-4になります。町が駐車場を造成するというので、転用の申請が 있습니다。3筆出ておりまして駐車場を拡大するというので転用の申請です。残りの2筆については、もうすでに地目が原野や雑種地になっているので、赤で囲ったところが農地ということで転用申請です。28ページから写真も載せております。今日の午前中に地元委員さんと当番委員さんと事務局で現地確認を行いまして、造成した駐車場の配置について少し意見も出たんですけど、川の方に用排水路があるんですけど、こちらは用水路を兼ねているということだったので計画としては体育館側に雨水を流すということで担当から説明がありました。流し先については施工をしながら考えていくことでありました。簡単でありますけど、説明は以上になります。
議長	はい、ありがとうございました。今日の午前中に現地確認を行っております。当番で出ていただきました林田委員さんと山口委員さんの方に何かありましたら補足とかお願いしたいんですけど。

林田委員	5 番の林田です。今日会長さんと役場の方とで行ってきました。先ほど言われたように駐車場にすることによって排水路はちょっと見た感じ狭いかという感じを受けたんですけど、そこも拡張するようなことを言われたんですけど周りに家も何もないことで問題無いと私は思いました。以上です。
議長	はい、ありがとうございました。
山口委員	6 番の山口です。今林田委員が言いましたように午前中、事務局、事務局長それから地元委員さんそして私達と会長と現地確認へ行ったんですけど、ここを駐車場にされること自体は周りにもほとんど農地もなく大丈夫だと思うんですけど、林田委員さんも言われたように今の雨が降った雨量が 20 年前とすればかなり大きく降ることが多いので、今の排水では心細いということで副町長も来ていたんですけど副町長あたりに排水だけはちゃんと出来るようにしといてくださいとお願いして、一応副町長の方もその辺はちゃんと考慮しますということで問題無いと思って話を聞てきました。以上です。
議長	はい、ありがとうございました。森さん何かありますか。
森委員	森です。今日は農業委員の森田さんが都合で欠席されて私が行ったわけですけど、別に今林田委員、山口委員が言われた通り排水の問題だけをお願いしたいということです。以上です。
議長	はい、ありがとうございました。皆さんで見えていただいて排水の問題がということでしたけど、他の委員さんでご質問とかご意見等がございましたら発言してもらいたんですけど、何もないでしょうか。質問等が無ければ採決に入りたいと思いますけどよろしいでしょうか。 はい、それでは採決に入ります。議案第 11 号の農地法第 5 条の規定による許可申請についてこの 3 件につきまして許可相当と思われる方は挙手をもってお願いします。 (挙手多数) はい、ありがとうございます。賛成多数で許可相当ということで進めさせていただきます。 それでは議案第 12 号農業振興地域整備計画変更についてということで事務局説明をお願いします。
事務局	はい、農業振興地域内整備計画変更に対する意見について、法律施行規則第 3 条の 2 の規定に基づき、東彼杵農業振興地域整備計画の変更について、意見を決定するため審議を求めます。1 件で場所が口木田郷の 824-1、登記簿地目、現況地目も畑、412 m ² 、もう 1 筆が口木田郷の 825-1 こちらも登記簿地目も現況地目も畑となっております。面

	積が 159 m² 2 筆で 571 m²となっております。事業者は台湾出身の方と聞いております。目的としては一般個人住宅新築のためで除外後に転用申請予定となっております。39 ページから位置図を載せております。場所が口木田郷の国道から入った海岸沿いの場所になります。農振農用地の一番端のところに位置しております、こちらも今日午前中に事務局と委員さんで現地確認を行いました。こちらについては後ろの 822 とか 836 とかは田んぼになっているんですけど、この 2 筆だけ畑になっておりまして、水利とか他の田んぼとも関係ない状態でしたのでこちらについては除外をして問題は無いだろうということでご意見をいただいております。説明としては以上になります。
議長	はい、ありがとうございます。これにつきましても今月当番の林田委員さんと山口委員さんの方に聞いていただいています。補足等がありましたらお願いしたいと思います。
林田委員	林田です。これも回って見て来たんですけど、畑でこのとおりの入口が 3m ちょっぴり道の道があるんですけど、これを拡張してさらに横に家を建てるような話でした。特に排水とか境界もしっかりして問題は無いと思いました。以上です。
山口委員	6 番、山口です。午前中に事務局長、会長それから林田委員、私と地元の委員さんと一緒に現場へ行ったんですけど、なぜ新築が欲しいんですかという話を聞かせてもらったら 39 ページの下の写真があるんですけど、白い変わった形の家があります。ここが今住まれている住宅なんですけど、どこかの企業の厚生施設で造られた家でたいへん住み心地が悪いということで、けど大村湾がものすごく綺麗に見えて景色が良いので場所を移りたくないけど、今の住宅では住み心地が悪いということで、ちょうど地主さんの畑が横にあったもので、ここに建たせてもらったら同じ景色が見られていいなということで申請されたということでした。今林田委員さんも言われたんですけど、先々ひょっとしたら町道が出来る可能性もあるんですけど、それを考えて住宅を作られるということだったんで、問題は無いと思うって話を聞いてきました。以上です。
議長	はい、ありがとうございます。地元委員さんは推進委員の琴浦委員さん同席いただいたので何かありましたらよろしくお願いします。
琴浦委員	今二人の方から説明があったんですが、皆さんご存知かと思いますが、口木田の踏切ですね。旭生コンのところから小さい踏切がありますけど、あそこは頻繁に脱輪したりがよくあって地元の方から言われて救急車等も入って行かないと申請がだいぶきています。それで JR が走っているものですから踏切の移転等も先々はあるような話も小耳にはさんでいます。それがこの道のここになるんじゃないかなと、しかしすぐという訳にはいかないと皆さんで話しあったんですが 5 年先、10 年先になるかと思えますから、とりあえず今言いました JR 関係があるのでことはスムーズにとんとん拍子に進まないと思います。申請は申請としてもらってよろしいかと思います。以上で

議長	す。 はい、ありがとうございました。今の説明をいただきましたけど、一応今回農振農用地を外すというのを農業委員会で良いかどうかという話になります。OK になった時に今度農政部局とのもう一回話し合いがあって県に申請を出すというかたちで、その後に農地転用で住宅を作るなら住宅を作るようなかたちになっていくので、若干の時間がかかってくることなんですけど、今回農業委員会としましては農振農用地から外して良いかどうかという判断のなかで協議していただければと思います。この件に関しましてご質問とかありましたら挙手をもってお願いしたいと思いますけど。何もないでしょうか。事務局から話がありまたように農用地から外してもここだけが一面畑ですから水利の関係とか排水の関係とか全然問題が無くて他の田んぼにも影響が無いというかなと感じではありました。そういうことで皆さんから質問が無ければ採決に入りたいと思いますけどよろしいでしょうか。 はい、ありがとうございます。それでは議案第 12 号の農業振興地域整備計画変更についてという件につきまして許可相当と思われる方は挙手をお願いします。 (挙手多数) はい、ありがとうございます。賛成多数ということで許可相当ということで進めたいと思います。 それでは、引き続き議案第 13 号農地のあっせん申出についてということで事務局より説明をお願いします。
事務局	はい、49 ページをご覧ください。3 ページの合意解約の分が全て申請をされております。申出者は蕪の地主さん、希望区分としては使用貸借で希望されております。前耕作者さんより返還されたためということで場所については一番最後のページの同じ画像になるんですけど、下の画像で黄色の枠で丸をしている樹園地の中に 2 筆ほど社会福祉法人が所有されている茶畑がありました。なのでその辺も含めてどうなのかなというところもありますけど、一応説明は以上です。
議長	はい、ありがとうございました。茶畑のあっせんということで出てます。総会が始まる前に地元の出口委員さんとお話をして、なかなか茶畑を借りる人も最近少なくなってきた厳しいかという中で、もし誰か個人的にでも借りたいという人がいましたら、そういう方を探すというのもありなんですけど、今事務局から話がありましたように、社会福祉法人さんがその中に少しづつ作っておられるということですので、そこらへんも含めて検討していかなければと思っております。このへんについて何か良い案が、まず社会福祉法人さんに聞いてみるとかした方がよろしいですかね、何か良い案をいただければと思いますけど
福田委員	黄色い分は社会福祉法人が作っているんで、聞いた方が間違いは無いでしょうね。しな

議長	いって言われたら他に頼まないと、彼杵あたりではするという人は多分いないと思うけど、お茶がどん底と言えどどん底やし、今更畑を持つという農家もいないと思いますけど、社会福祉法人さんであればしないとは多分言わないと思いますけど。 まずは社会福祉法人さんの方にちょっと話をしてみて、通らない時はまたそれぞれお茶関係者も含めてちょっと話を他に回してみてもか話になっていくかですね。事務局から社会福祉法人さんの方へ話を進めて行きたいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。それでは議案第13号の農地あっせん申出については事務局が社会福祉法人さんの方へまずあっせんをしまして話を進めて行きたいと思います。以上で議事の方は終わります。 6、その他 令和6年度地区別農業委員会委員研修会について 農地パトロールの実施について 省略
----	--

議案の顛末を記載し、相違ない事を証する。

議長

6 番

7 番